

個人番号（マイナンバー）提供書

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（第 9 条第 2 項）」に基づき、無償化対象施設利用申込みの際は、個人番号（マイナンバー）の申告が必要となります。

ご提供いただいた個人番号（マイナンバー）により、保育料の算定等の際に必要なに応じて市が保有する市民税の課税状況、生活保護等、児童扶養手当の受給情報又は障がい者関係情報を確認します。また、ふじみ野市外にお住まいだった場合は、他市区町村に当該情報の照会を行います。個人番号（マイナンバー）の記載漏れ等がある場合は、担当課の職員が住基ネットを用いた番号確認により個人番号（マイナンバー）を確認します。提供された個人番号（マイナンバー）は本申請にかかる事務の処理を超えて利用することはありません。

※以下の欄には、利用希望児童を含む同居家族全員について記入をしてください。（単身赴任等の方もご記入ください。）

※「住民票登録地」欄には、以下の基準日で都道府県・市区町村名を記入してください。

- ①利用開始月の属する年の前年の1月1日時点の住民票登録地
②利用開始月の属する年の1月1日時点の住民票登録地

申請者の本人(身元)確認書類とマイナンバー確認書類のご提示が必要です。詳しくは、裏面をご覧ください。

[illegible]

